様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2024年8月27日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ほうせいこうぎょうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 豐清工業株式会社  （ふりがな） いしはらとしひこ  （法人の場合）代表者の氏名 石原利彦  住所　〒286-0134　千葉県成田市東和田548-7  法人番号　7013201005339  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年6月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DXへの取り組み」にて公表<https://www.hosei-kohgyo.co.jp/sustainability/dx/>  １．背景  ２．経営ビジョン  ３．DX推進における基本的な方針　に記載 | | 記載内容抜粋 | １．背景  　デジタル技術の活用により社会は所有から利用へ、また紙媒体からデータへと急速に移行している。それにより市場環境の変化のスピードが急速に速まり、当社を取り巻く競争環境も厳しくなっている。またそれと同時に、建設業では急速に労働人口の減少が進んでいる。就労者の高齢化、若者の就労希望者の減少により、今後の事業活動の継続が困難になりつつある。  　そこで当社ではDX技術を活用し、①情報収集②情報分析③情報共有の「速度」と「精度」を上げることにより競争環境の変化に対応する。  ２．経営ビジョン  　当社は2022年8月に策定した５ヵ年計画において「感動を創造する」をブランドコミットメントに掲げた。新たな価値を創造することでお客様に感動していただき、お客様と感動を共有する。  　当社ではDX技術を活用することにより、①業務の生産性を向上させ、そこで生み出された余力を顧客サービス充実や新規事業創出に活用する、②人材育成を標準化、効率化させることで、お客様対応能力を上げる、ことにより、お客様の感動を創造する。  ３．DX推進における基本的な方針  　DX推進において以下4つを基本的な方針とする。  ①デジタル技術の活用による生産性の向上  ②デジタル技術の活用によるリアルタイム経営の実現  ③デジタル技術の活用による人材育成の標準化、効率化の実現  ④自社でのデジタル活用成功事例を他社のサポートへ活用 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社取締役会の承認を経て、公表されたものです。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年6月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DXへの取り組み」にて公表<https://www.hosei-kohgyo.co.jp/sustainability/dx/>  ４．DX推進プロジェクト  ５．DX推進シナリオ　に記載 | | 記載内容抜粋 | ．DX推進プロジェクト  当社では以下の３つを軸にプロジェクトを推進していきます。  ①新規ビジネスの創出・既存ビジネスの変革  　②組織変革・人材育成  　③環境の整備  ５．DX推進シナリオ  　DX推進プロジェクトの達成に向けて、Phase0〜3と段階的な実現を目指していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社取締役会の承認を経て、公表されたものです。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | .DX推進プロジェクト  ②組織変革・人材育成　に記載 | | 記載内容抜粋 | ・2022年8月1日付で代表取締役社長を統括責任者、DX推進責任者を実務責任者としてDX推進室を新設。DX 推進室は全社横断的な部門とし、デジタル技術の活用により全部門の生産性向上とデジタル人材教育を推進する  ・業務マニュアルを統一化、データベース化することで、社員教育を安定化させる  ・BIツールを用いて、スキルロードマップ(教育計画)、スキルマップ(技能一覧表)を見える化することで、人材教育を効率化する |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 4.DX推進プロジェクト  ③環境の整備　に記載 | | 記載内容抜粋 | ・システムは基本的にクラウドシステムを活用し、場所、端末を問わずアクセス可能とすることで生産性を向上させる  ・API、RPA、GASを活用し、クラウドシステム間の連携、自動化を推進することで生産性を向上させる |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年6月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DXへの取り組み」にて公表<https://www.hosei-kohgyo.co.jp/sustainability/dx/>  ６．DX推進戦略の達成状況に係る指標　に記載 | | 記載内容抜粋 | ６．DX推進戦略の達成状況に係る指標  DX推進プロジェクトの達成度は以下の指標で管理する。確認は月1回（12回/年）の幹部会議にて実施し、定期的にプロジェクトの更新を行う。  ①新規事業（コンサルタント部門）の売上拡大  　☆第56期（2年後）1,000万円　以降、前年度比プラスで推移  ②労働時間当たりの生産性（「労時生産性」と呼ぶ）の向上  　労時生産性＝粗利益÷労働時間  　☆9月末時点で前年より5%以上の増加  ③社員1人当たりの残業時間（「人残業時間」と呼ぶ）の削減  　人残業時間＝総残業時間÷社員数  　☆9月末時点で前年より減少  ④人材の育成  　BIツールを用いたスキルロードマップ、スキルマップを作成し、人材教育を効率化する  　教育期間の短縮  　☆9月末時点で前年より教育期間が減少 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年6月26日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイト内「新着情報」「DXへの取り組みについて」にて現在の取り組み状況について発信している。  <https://www.hosei-kohgyo.co.jp/dx%e3%81%b8%e3%81%ae%e5%8f%96%e3%82%8a%e7%b5%84%e3%81%bf%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84%e3%81%a6-2/> | | 発信内容 | 当社では市場環境の変化に対応するため  デジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組んでいます。  2021年にDXを進める組織であるDX推進室を設置いたしました。  また経済産業省の「DX推進指標」に基づく自己分析により  現状を認識するとともに短期から中長期の推進計画を策定しました。  現在のDXへの取り組み状況として、  DX推進シナリオのフェーズ2の各項目を推進しております。  https://www.hosei-kohgyo.co.jp/sustainability/dx/  今後も引き続き取り組みを継続し  各フェーズを達成していくことをご報告いたします。  代表取締役　石原利彦 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年2月頃　～2024年5月頃 | | 実施内容 | 当社は「DX推進指標」による自己分析を行いIPAの自己診断結果入力サイトより結果を入力している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年4月頃　～　現在継続中 | | 実施内容 | 当社は、SECURITY ACTION制度に基づき、二つ星の自己宣言を行い、情報セキュリティ対策に取組んでいる。  当社コーポレートサイト内「情報セキュリティーに関する方針」に記載  <https://www.hosei-kohgyo.co.jp/sustainability/security-action/> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。